

砂川中学校の部活動に係る活動方針について

1. 策定に当たって

新しい学習指導要領には、「生徒の主体的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。」と記されており、部活動は、学校教育の一環として教育課程との連携を図りながら、短時間で合理的で、かつ効率的・効果的な活動が求められている。そうしたことを鑑み、国のガイドライン及び、道の方針並びに「砂川市立学校の部活動の在り方に関する方針」に則り、「北海道アクションプラン」で示す目標及び指標の達成を目指し、「砂川中学校の部活動に係わる活動方針」を策定する。

2020年度までに達成が必要な北海道アクション・プランの目標及び指標

【目標】 1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにする。

【働き方改革を進めるために、2020年度末までに目指す指標】

- | | |
|--|---------|
| 1. 部活動休養日を完全に実施 (A(平日週1日=52日+週末週1日=52日)
+ B 学校閉庁日9日 (AとBの重複分を除く)) している部活動の割合・・・ | ・・・100% |
| 2. 変形労働時間制を活用している学校の割合 | ・・・100% |
| 3. 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合 | ・・・100% |
| 4. 学校閉庁日を年9回以上実施している学校の割合 | ・・・100% |

2. 基本理念

- (1) 部活動に参加することで、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたり、学校生活を一層明るく充実した活動となるように努める。
特に、部活は、異年齢集団の中で、人と人との関わり方や先輩後輩の関わり方を学びながら責任感や忍耐力・協調性、社会性など人間らしく成長するために必要なことを体験的に身につかせ人間形成を支援する場とする。
- (2) 活動の成果を発表の場として、中体連等の各種大会やコンクールに参加させ、これまでの取組について振り返り、今後の活動に活かすことができる力を育てる。
- (3) 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯に渡って心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
- (4) 生徒の安全・安心の確保を徹底する。(安全点検の徹底、スポーツ障害、バーンアウトの予防、体罰・パワハラ・セクハラの根絶、女子への指導に係る正しい理解等)

3. 部活動指導の基本方針

- (1) 部活動は、校長の部活動における指導方針に基づき、全教職員の共通理解の基、指導にあたる。また、顧問会議を定期的に設け、生徒指導上の問題や運営上の課題等を全体に明らかにして、教職員の一致した部活動運営を行う。
- (2) 部活動の運営は、部活動顧問と生徒の信頼関係づくりが活動の前提となること。また、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けるなどし保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導を取り組めるよう環境づくりに努める。
- (3) 部活動の運営は、生徒の主体的・対話的な活動となるよう話し合いを重視し、理解と納得を基本に目標・計画・役割・分担等を明らかにした指導にあたる。
- (4) 学習意欲の向上や自己肯定感を高めたりし、学校生活の充実に結びつくよう指導にあたる。
- (5) 生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意す運営にあたる。
- (6) 生徒の生活、学習計画や健康(休養)、家庭とのふれあい等にも十分に気配りをし、

- 保護者との合意に基づく活動や運営にあたる。
- (7) 試合の勝利のみにこだわる指導や体罰、生徒の人間性や人格を否定する発言や行為指導、いじめ・暴力を絶対に許さず、生徒や保護者・地域から学校への信頼を高める部活動とする。
 - (8) 運動部は技術や記録の向上といった生徒の目標が達成できるように各競技の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入し、適切な休養を取りながら短時間で効果が得られる活動とする。
 - (9) 部活動を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が協力して一緒に取り組める場とする。

4. 具体的活動の目標

- ①目標や活動計画をみんなで話し合い、みんなで実行できる部活動。
- ②上級生と下級生が団結し、厳しく学び合いのできる部活動。
- ③学習と両立する部活動。
- ④生活リズムを大切にし、心と体を鍛えることができる部活動。

5. 適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は、「部活動に係わる活動方針」を策定し、学校だよりやホームページ等で公表すると共に、部活動の顧問に、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成・提出を求め、本方針の実効性を確保する。また、校内に部活動に係わる相談・要望の窓口を設置すると共に、定期的に部活動顧問会議等を開催し学校全体に開かれた部活動とする。
- (2) 毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守すると共に、計画変更をする場合はあらかじめ校長の承諾を得る。
- (3) 部活動の顧問は、年間及び毎月の活動計画、経費等の資料（部活動通信等）を配付するなどし、「活動方針」とあわせ保護者・生徒の理解を得る。

6. 具体的な指導（部活動運営）について

- (1) 定期的に部員によるミーティングを位置づけ、徹底した討論を組織する。練習方法、役割分担、レギュラー・選手選考、部員の悩み問題等を話し合いで決めたり解決したりしていくようにする。
- (2) 技術向上と生活向上を目指し、縦割りグループや班編制などの活用、また定期的な班編制替えなど具体的な指導上の工夫を行う。
- (3) 公式試合、練習試合などでの3年生全員の出場機会の工夫や、1.2年生の試合、体験方法の工夫と同時に個人指導・個人練習の工夫を行う。その上で、特別強化練習等の方法・内容を考える。
- (4) 部長、副部長、学年幹事などのリーダーの育成や役割指導を明確にし、主体的・自発的な活動となるようにする。
- (5) 部活動の運営が円滑に行われるように各部に保護者会を積極的に組織し、協力体制を構築すると共に、各部の部活動指導方針や年間指導計画等を説明する機会を設ける。また、部活動通信等を発行し、毎月の活動計画や生徒の頑張りや課題等を保護者へ伝えるように努める。

7. 活動の形態

- (1) 夏季時間（4～9月）・・・18：30完全下校
- (2) 冬季時間（9～3月）・・・17：30完全下校

8. 活動時間について ～1週間当たりの勤務時間が60時間を超える職員をゼロに～

- (1) 1日の活動時間は長くても、平日2時間程度、学校の休業日（学期中の週末も含む）は3時間程度、1週間の活動時間は長くとも11時間程度とし、短時間で合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。〔特例は1週間の活動時間を16時間程度〕
- (2) 長期休業中も3時間程度とし、前半を9：00～12：00、後半を12：00～15：00とする。

9. 部活動の休養日と指導体制について

～成長期にある生徒のバランスのとれた生活と教師の負担軽減の観点から、次のような休養日と指導体制を設定する～

- ◆部活動休養日を全て部活動で実施する。年間 A(平日週1日＝52日＋週末週1日＝52日)＋B学校閉庁日9日(AとBの重複分を除く)を設定する。
ただし、大会やコンクール等の前でやむを得ず活動する場合(中体連、中文連等が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して1ヶ月以内の期間の場合)は、代替えの休養日を設ける。また、あらかじめ年間計画に位置づけられた大会で、校長が承諾した場合のみ「特例」での出場を認める。(突発的なものは基本的には認めない)
- ・定期テスト3日前(テスト最終日も採点業務日)、学力(業者)テスト1日前、職員会議日、研修日は特例を認めず「完全休養日」とし、年間を見通した練習計画を立て部活と学習のメリハリをつけた環境を整える。また、その日を「一斉定時退勤日」と位置づけ、教員は時間外勤務をしないように計画的に業務の行う。
- ・原則、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日1日以上、土日・祝日1日以上を休養日とする。ただし、年間指導計画に位置づけ特例として認められた土日又は祝日の大会に参加した場合は、必ず休養日を他の日に振り替える。)
- ・部活動の顧問は複数体制とする。そのことから、特に、土日、祝日の部活動指導は、なるべく一名体制とし、分担して指導にあたる。ただし、大会等の引率で必要な場合はその限りではない。
- ・道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。
- ・長期休養日の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、生徒の十分な休養と、部活以外にも多様な活動ができるように、ある程度長期の休養時間(オフシーズン)を設ける。

10. 北海道中学校体育連盟の申し合わせ事項(平成30年4月1日から運用)

「部活動顧問および外部指導者の暴力・体罰・セクハラ等に対する道中体連の考え方」

- (1) 道中体連が主催する大会での監督・引率者の条件は、部活動中の暴力などで懲戒処分を受けていないこと。該当した場合は次の措置をとる。
 - ①道中体連における、全ての役職の停止及び、大会への監督、コーチ、トレーナー等への「登録禁止」とする。
 - ②違反行為1回については、懲戒処分を確認した時点から2年間を監督・引率者としての登録禁止期間とし、期間中に異動などによって勤務校や指導する部活動が変更した場合も「継続」される。
 - ③違反行為2回目では監督・引率者としての「資格なし」とする。
- (2) 外部指導者(外部コーチ)は暴力などによる校長からの指導措置がないこと。該当した場合は次の措置をとる。
 - ①複数の中学校で指導している外部指導者等は、道中体連が主催する大会の監督、コーチ、トレーナー等への「登録禁止」とする。

11. その他(今後の課題)

- (1) 土日及び祝日で開催される大会等について、国や道の「運動部ガイドライン」の方針に則り、大会の発展的解消や統廃合を行い、「部活動休養日」の確保について市教委や道から各種競技団体へ積極的に要請を行い課題解決を図っていくことが重要である。
- (2) 「部活動指導員」制度の導入等について市教委と協議していく必要がある。尚、部活動指導員の職務、規則等整備、任用、研修、生徒への事故対応や適切な練習時間などについては現在、道中体連と道教委が確認・協議を進めており注視していく。
- (3) 教員も生徒にとっても休養を適切に取りながら充実した部活動、また、過労死ラインを超えるような勤務とならないように業務の見直し・改善を図って行かなければならない。